

## 第 1 2 2 回香芝市都市計画審議会要約会議録

1 招集年月日 平成 3 0 年 8 月 2 9 日 午前 1 0 時から 午前 1 0 時 4 0 分

2 招集場所 本市役所 3 階 第 1 会議室

3 議事

(1) 議案審議

1) 第 1 号議案 大和都市計画生産緑地地区の変更 (香芝市決定) について  
(香芝市提案) ・ ・ ・ 原案承認

2) その他案件 特定生産緑地制度について (報告)

第 1 号議案について、次のような意見、回答があった。

意見	1 4 6 地区、1 4 8 地区、1 6 7 地区、1 9 3 地区及び 2 0 8 地区について、埋蔵文化財の包蔵地となっているので、土地の形質の変更をする場合は、教育委員会を通じて届出してほしい。
----	---

回答	都市計画課の窓口に遺跡図を設置し、土地利用を検討している場合は、文化財部局と協議するよう連絡している。
----	---

その他案件について、次のような質問や意見、回答があった。

意見	平成三年当初指定前と現在とでは、インターネットから入手できる情報量が異なるため、正しい情報の拡散には注意していきたい。
----	---

回答	関係部局と協力していきたい。
----	----------------

質問	特定生産緑地を指定するにあたって、所有者の意向以前に、香芝市としてこの地区で農地を増やすといった方針を定めた計画あるのか。
----	---

回答	緑の基本計画では、下田周辺地区を「緑化推進重点地区」に設定しているが、香芝市全体でここに農地や緑を残したいといった具体的なビジョンはない。
----	---

質問	では、宅地化してもよいと考えているのか。
----	----------------------

回答 国の方針では都市農地のあり方について「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと位置づけの転換があったが、香芝市はベッドタウンとして発展してきたまちであり、市街化農地も県内他市と比較して多く、積極的に農地を保全したい場所は定めていない。

意見 市の方針がある程度定まっていないと、議論ができないと思う。

意見 国や県が推し進める施策が、必ずしも香芝市に適用されるとは限らないので、正しい情報を周知していかなければならない。

会長 確認にはなるが、都市計画審議会は特定生産緑地地区の指定作業の過程で議論する場であって、前段階の計画や、特定生産緑地制度そのものを議論する必要はない。今後は、特定生産緑地制度について市で定まったことを報告いただいて、委員から意見をいただく。それについて、市で勘案してもらおうという流れになると思う。

質問 都市計画マスタープランの中で、特定生産緑地制度についての記載はあるのか。あるいは、今後の特定生産緑地制度について、マスタープランに反映できるような書き方になっているのか。

回答 都市計画マスタープランの中には、農地や生産緑地を保全していくという記載はある。ただ、具体的にどの場所で保全していくかという記載はない。

質問 商業地域の中の生産緑地について、土地利用の計画、または方針はあるのか。

回答 商業地域、近隣商業地域については、本来、積極的な土地利用を求める地域であるが、現状が生産緑地である以上、現段階では土地利用はできない。ただ、今後指定より30年が経過するにあたり、これを機に土地利用していただきたいと思っている。